

監査公表第 712 号

財政援助団体等監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 27 年 12 月 28 日

京都市監査委員	中 村 三之助
同	鈴 木 正 穂
同	西 村 京 三
同	光 田 周 史

1 平成 26 年度財政援助団体等監査（平成 27 年 4 月 28 日監査公表第 708 号）

（環境政策局－1）

指 摘 事 項
<p>1 世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 予算の機関決定</p> <p>世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会会計規則（以下「実行委員会会計規則」という。）によると、会長は、本会結成時に予算書を作成し、機関決定を経ることとされているが、機関決定されていなかった。</p> <p>予算の決定は事業実施の前提となるものであり、規定に沿って適正な手続を経て機関決定するよう世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>実行委員会に対し、世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会規約や実行委員会会計規則に基づき、予算の機関決定を行うよう指導した。</p> <p>指導後、平成 27 年度の予算について、実行委員会において決定されたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>1 世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 決算の承認</p> <p>実行委員会会計規則によると、決算について、決算書の作成及び監査役による監査についての規定は置かれているが、承認について規定がなく、承認行為も行われていなかった。</p> <p>予算の執行状況を組織として確認する観点から、規定を整備し決算の承認を得るよう実行委員会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>実行委員会に対し、実行委員会会計規則に決算の承認に関する規定整備を行うとともに、世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会規約や実行委員会会計規則に基づき、決算の承認を行うよう指導した。</p> <p>指導後、実行委員会会計規則が改正され、決算の承認に関する規定整備が行われたことを確認した。また、平成26年度の決算について、実行委員会において承認されたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>1 世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 通帳等の管理</p> <p>実行委員会会計規則によると、キャッシュカードの管理は、出納係員は行うことができないものとされているが、出納係員が管理していた。</p> <p>キャッシュカードの管理は、実行委員会会計規則に従い、適切に行うよう、実行委員会に対し指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>実行委員会会計規則では、キャッシュカードを出納職員（出納役、出納主任、出納係員）のうち通帳を保管する者以外の者が管理することと定められていることから、実行委員会に対し、当該規定の遵守を徹底し、通帳を保管していない出納職員である出納役又は出納主任がキャッシュカードの管理を行うよう指導した。</p> <p>指導後、通帳は出納係員が、キャッシュカードは出納役が適切に管理していることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 京都市土地開発公社</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 財務諸表に対する注記</p> <p>土地開発公社経理基準要綱（以下「経理基準要綱」という。）によると、時価をもって貸借対照表価額とした場合には、貸借対照表にその旨の注記を要するが、公有用地から特定土地へ用途変更した土地の評価換えについて、貸借対照表に必要な注記をしていなかった。</p> <p>経理基準要綱に沿って適切に財務諸表を作成するよう、土地開発公社に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>財務諸表に対する注記について、土地開発公社に対し、経理基準要綱に沿って適切に財務諸表を作成するよう指導を行った。</p> <p>指導後、平成 26 年度決算においては、必要な注記がなされており、適切に財務諸表が作成されていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 京都市土地開発公社</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 帳簿の照合</p> <p>京都市土地開発公社経理規程（以下「土地開発公社経理規程」という。）によると、預金の在 High の確認は、毎月末に銀行勘定帳と取引金融機関の預金在高とを照合して確認するとされているが、一部の定期預金について、会計処理の誤りにより、帳簿の残高と金融機関の預金在高が整合していないにもかかわらず、これを長期間にわたり看過していた。</p> <p>帳簿と預金在高の照合については、土地開発公社経理規程に沿って厳格に行うよう、土地開発公社に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>帳簿と預金在高の照合について、土地開発公社に対し、土地開発公社経理規程に沿って、厳格に行うよう指導した。</p> <p>指導後、すみやかに会計処理の誤りが訂正され、適切に帳簿と預金在高が照合されていることを確認した。</p> <p>また、土地開発公社では、今後、確実な照合を行うため、複数の職員が確認を行うこととした。</p>

指 摘 事 項
<p>2 京都市土地開発公社</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 公売経費の負担</p> <p>保有土地の売却に際し、土地開発公社が契約し、土地開発公社、京都市、京都市住宅供給公社の三者で費用を案分し負担するとした入札広報経費について、以下のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 費用負担を定めた文書を取り交わしていなかった。・ 京都市が負担すべき経費を土地開発公社が負担していた。 <p>経費支出については、負担根拠等を明確にし適正に処理するよう、土地開発公社に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>公売経費の負担について、土地開発公社に対し、負担根拠等を明確にし適正に処理するよう指導した。</p> <p>指摘を受けた後の保有土地の売却に当たっては、本市と土地開発公社とで合同公売を実施することとし、その際には、両者それぞれが入札広報の契約及び経費負担を行うこととした。</p> <p>また、指摘を受けた本市が本来負担すべきであった経費については、この合同公売実施の際、負担額を調整し、適正な負担に改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>3 公益財団法人京都市国際交流協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 利用料金の徴収</p> <p>国際交流会館の利用に伴う料金の徴収について、指定管理者は、京都市国際交流会館条例（以下「国際交流会館条例」という。）に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めて徴収する必要があるが、この承認手続を経ずに料金を定めて徴収していた。</p> <p>国際交流会館条例に従い、適切な手続を経て料金を徴収するよう、国際交流協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>国際交流協会に対し、国際交流会館条例に従い、適切な手続を経て料金を徴収することを指導した。</p> <p>これを受け、国際交流協会から平成27年3月31日付けで利用料金設定に係る申請書の提出があり、同年4月1日付けで市長の承認を行った。</p> <p>加えて、総合企画局として、他の団体においても同様の問題が発生し得ることから、他の団体を所管する所属長に対して、今回の監査での指摘事項及び措置内容について所属内及び団体内で周知徹底を行うよう指示した。</p>

指 摘 事 項
<p>3 公益財団法人京都市国際交流協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (b) 利用料金の徴収根拠</p> <p> 国際交流会館の一面に、利便性の向上や市民への情報提供及び相談事業等への活用を図るため、ロッカーやメッセージボックス等を設置し、利用者から料金を徴収しているが、当該利用料金について、国際交流会館条例等に定めがなく徴収する根拠が不明確であった。</p> <p> 地方自治法等に従い、徴収根拠を明確にするよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>国際交流会館条例等に料金を徴収する定めがなかったロッカーやメッセージボックス等については、国際交流協会の自主事業と位置付け、協会が定める利用要項等に基づき利用料金を徴収することとした。これに伴い、当該ロッカー等の設置に必要なスペースについて、協会からの申請に基づき行政財産の目的外使用許可を行い、使用料を徴収することとした。</p> <p>加えて、総合企画局として、他の団体においても同様の問題が発生し得ることから、他の団体を所管する所属長に対して、今回の監査での指摘事項及び措置内容について所属内及び団体内で周知徹底を行うよう指示した。</p>

指 摘 事 項
<p>4 京都食肉市場株式会社</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 補助金の交付額の決定</p> <p>京都市中央卸売市場第二市場集荷増頭支援補助金交付要綱によると、四半期毎に交付する集荷支援補助金の額の算定の基礎となる牛の集荷頭数は、前年度の同一四半期の集荷頭数を上限とするとされているが、これを超えて交付額を決定していた。</p> <p>年間の補助金総額としては適正に決定されていたものであるが、各期の交付金額の決定に当たっても、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）等に従い、金額を精査のうえ、適正な事務を行われたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>補助金の交付額の決定について、平成26年度は京都市中央卸売市場第二市場集荷増頭支援補助金を交付しておらず、また、同補助金交付要綱の目標頭数（13,000頭）を達成したため、平成26年度末をもって同補助事業を終了した。</p> <p>しかし、他の補助金交付事務についても同様の注意を払う必要があることから、所属長から所属職員に対し、指摘事項を周知し、適正な事務の執行を徹底した。</p> <p>加えて、産業観光局として、平成27年5月11日の局課長会において、指摘を受けた問題点や改善策等について文書を配布し、各所属長を通じて全職員に周知徹底を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>5 公益財団法人京都高度技術研究所</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) タクシーチケットの使用及び管理</p> <p>タクシーチケットは、厳格な使用及び管理を行う必要があるが、残チケットに乗車区間や金額を記入していないため、使用状況を確認できないものがあった。</p> <p>タクシーチケットの残チケットは、漏れなく記入することを徹底するとともに、適正に使用されているか確認するよう、高度技術研究所に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>タクシーチケットの使用及び管理について、平成27年2月5日に所管課から高度技術研究所に対し、タクシーチケットの使用及び管理を適切に行い、残チケットには必要事項を全て記載するよう指導した。</p> <p>指導後、高度技術研究所において、同月9日及び同年5月11日の財団内部長会で、監査結果を周知し、タクシーチケットの残チケットに乗車区間や金額を漏れなく全て記入するよう財団職員に徹底するとともに、総務部に対して回収する残チケットに必要事項が全て記入されているか確認するよう徹底し、所管課において、正しく記載されていることを確認した。</p> <p>加えて、同年5月には、新たに財団のコンプライアンス推進指針を策定し、法令遵守や適正な事務の遂行について徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>5 公益財団法人京都高度技術研究所</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 委託事業に係る収支報告</p> <p>本市からの委託事業に係る収支報告について、収入の一部が記載されておらず、委託事業の収支決算が明確となっていないものがあった。</p> <p>収支報告には、委託事業に係る収入及び支出の決算額を正確に記載するよう、高度技術研究所に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>委託事業に係る収支報告について、平成 27 年 2 月 5 日に所管課から高度技術研究所に対し、収支報告を正確に記載するよう指導した。</p> <p>指導後、高度技術研究所において、同月 9 日及び同年 5 月 11 日の財団内部長会で、監査結果を周知したうえで、収支報告書には委託事業に係る全ての収入及び支出の決算額を正確に記載すること、収支報告書作成時には記載内容を点検することを指導し、所管課において、平成 26 年度の委託事業報告は、正しい収支報告がなされたことを確認した。</p> <p>加えて、同年 5 月には、新たに財団のコンプライアンス推進指針を策定し、法令遵守や適正な事務の遂行について徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>5 公益財団法人京都高度技術研究所</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(d) 消せる筆記用具の使用</p> <p>証書類を作成するときは、改ざんなどの不正な処理を防ぐため、消せる筆記用具を使用してはならないが、契約書等の記入において、消せる筆記用具を使用していたものがあった。</p> <p>証書類は、いわゆる「消せるボールペン」等の消せる筆記用具を使用せず、適正に作成するよう、高度技術研究所に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>消せる筆記用具の使用について、平成27年2月5日に所管課から高度技術研究所に対し、証書類は消せる筆記用具を使用せず適正に作成するよう指導した。</p> <p>指導後、高度技術研究所において、同月9日及び同年5月11日の財団内部長会で、監査結果を周知し、消せる筆記用具を使用しないよう財団職員に徹底するとともに、決定や承認を行う者が、証書類等に消せる筆記用具が使用されていないか確認するよう徹底し、所管課においても、消せる筆記用具が使用されていないことを随時確認している。</p> <p>加えて、同年5月には、新たに財団のコンプライアンス推進指針を策定し、法令遵守や適正な事務の遂行について徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>5 公益財団法人京都高度技術研究所</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 公有財産に係る帳簿の整備</p> <p>京都市公有財産規則（以下「市公有財産規則」という。）によると、公有財産の適正な管理を行うため、必要な帳簿を備え付け、公有財産の所在、数量、価額等を明確にするものとされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通財産貸付台帳について、建物の面積を入力していなかった。 ・ 普通財産貸付台帳を整備すべきところを、行政財産貸付台帳を整備していた。 <p>公有財産の適正な管理のため、適切に台帳を整備するよう、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>公有財産に係る帳簿の整備について、直ちに台帳を修正した。また、公有財産システムの入力内容の確認を徹底するよう、該当所属の会議等で指摘事項の周知を行い、所属長から所属職員に対し、適正な事務の執行を徹底した。</p> <p>加えて、産業観光局として、平成27年5月11日の局課長会において、指摘事項や改善策等を周知し、改めて局の各所属長を通じて、全職員に周知徹底を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>5 公益財団法人京都高度技術研究所</p> <p>(3) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 補助金の収支報告</p> <p>補助金条例等によると、補助事業者は、補助事業等が完了したときは、実績報告書の添付資料として収支決算書を提出することとされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入の一部が記載されておらず、補助事業の収支決算が明確となっていなかった。 ・ 実際の決算と乖離しているものがあった。 <p>補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう、高度技術研究所に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>補助金の収支報告について、平成27年2月5日に所管課から高度技術研究所に対し、補助金条例等に従い適正な事務を行うよう指導した。</p> <p>指導後、高度技術研究所において、同月9日及び同年5月11日の財団内部長会で、監査結果を周知したうえで、補助事業の進捗について本市との情報共有に努めること、収支の決算額を正確に記載すること及び実績報告書の作成時には記載内容を点検することを指導し、所管課において、平成26年度補助金収支報告は、正しい収支決算書が提出されたことを確認した。</p> <p>加えて、同年5月には、新たに財団のコンプライアンス推進指針を策定し、法令遵守や適正な事務の遂行について徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>6 京北森林組合</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 指定管理業務に係る事業報告</p> <p>指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書には、指定管理業務に係る事業の概要及び収支の内訳を記載しなければならないとされているが、利用実績の数値と利用料金収入額が整合しないなど、その内容に不備が見られた。</p> <p>事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指定管理業務に係る事業報告について、所管課から京北森林組合に対し協定書に定めた事項を適正に記載するよう指導した。</p> <p>また、利用実績の数値と利用料金収入額を整合させるため、月毎の利用実績の一覧表を作成して提出するよう指導し、所管課において利用実績と利用料金を確認したうえで、平成 26 年度事業報告書を受領した。</p> <p>さらに、今年度からは新たな指定管理者となっていることから、定期的に会議を行い、利用実績や利用料金に関する報告を随時受けるとともに、協定書に基づく適切な事務が図られるよう、指導を行っている。</p>

指 摘 事 項
<p>6 京北森林組合</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(b) 行政財産の目的外使用許可</p> <p>行政財産の目的外使用許可については、市公有財産規則に基づき事務処理を行うこととされているが、所定の手続を経ることなく京都市京北森林公園の一面を目的外に使用させているものがあった。</p> <p>行政財産の目的外使用許可の手続を適正に行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>行政財産の目的外使用許可について、指摘を受け、平成 27 年度の新たな指定管理者に対し、市公有財産規則に基づき申請を行うよう指導を行った。</p> <p>これを受け、平成 27 年 4 月、新たな指定管理者から行政財産の目的外使用許可申請書を収受し、適正に手続きを行っている。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人京都市右京区社会福祉協議会</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 指定管理業務に係る事業報告</p> <p>地方自治法によると、指定管理者は公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成することとされているが、指定管理者から提出された事業報告書について、指定管理料の収入科目に誤りがあったが精査を行うことなく受領していたものがあつた。</p> <p>事業報告書については、記載内容の精査を行ったうえで受領するようにされたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指定管理業務に係る事業報告について、指定管理者に対し、事業報告書の誤りを修正するよう指導し、修正後の事業報告書を受領した。</p> <p>また、事業報告書の確認に際しては、誤りや必要事項に漏れがないか、複数名で精査する等、チェックの強化を図っている。</p> <p>加えて、保健福祉局として、指摘後速やかに、全所属の計理担当へ指摘事項の周知を行い、問題点の共有を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人健光園</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 現金の取扱い</p> <p>現金の出納については、社会福祉法人健光園経理規程に従い行うこととされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 収納した金銭は、直接支出に充てることなく収入後5日以内に金融機関に預け入れなければならないとされているが、速やかに金融機関に預け入れることなく、収納した金銭を、収入と支出を一体化して管理された小口現金に収入し、恒常的に支出に充てていた。・ 小口現金出納簿を事実発生の都度記帳していなかった。 <p>現金の取扱いに当たっては、適切な管理を行うよう、健光園に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>現金の取扱いについて、健光園に対して、同園経理規程に従い、適切な管理を行うよう指導した。</p> <p>指導後、収入と支出を分けて管理するため、平成27年4月に入金専用の通帳を新たに児童館ごとに作成したこと、収納した金銭は、法人の収入用の口座に定期的に移すこととしたこと、小口現金出納簿について事実発生の都度記帳していることを確認した。</p> <p>加えて、保健福祉局として、指摘後速やかに、全所属の計理担当へ指摘事項の周知を行い、問題点の共有を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人健光園</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 貸与物品の管理</p> <p>物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき本市から貸与した物品の管理について、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 貸与物品の返納について、指定管理者はこれを書面によって本市に申請することとされているが、申請が行われていなかった。・ 貸与物品一覧に記録はあるが現物が確認できない物品があった。・ 貸与物品と委託料のうちから健光園が購入した物品及びその他の物品を明確に区分して管理しなければならないとされているが、物品を管理する台帳が適切に整備されておらず、全体の物品の現況が把握できなかった。 <p>物品の貸与及び管理に関する協定書に従い、適切な管理を行うよう、健光園に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置

返納された貸与物品のうち、書面による申請がなされていなかった物品については、協定に基づき、平成 27 年 3 月 31 日付けで書面による申請を行わせ、適切に処理した。貸与物品一覧に記録はあるが現物が確認できない物品については、過去に廃棄した際、書面による申請が行われていなかったものと考えられるため、実態と合うように貸与物品一覧から削除するとともに、健光園に対し、協定を遵守し、廃棄する際には事前に貸与物品返納申請書を提出するよう指導を行った。

物品を管理する台帳が適切に整備されていなかったことについては、健光園において台帳を整備し、適切に管理を行っていることを確認した。

また、いずれの事例についても、健光園の「物品の貸与及び管理に関する協定書」に対する理解不足が原因であるため、同協定書及び京都市物品会計規則を用いて正しい事務の取扱いについて指導を行った。

加えて、保健福祉局として、指摘後速やかに、全所属の計理担当へ指摘事項の周知を行い、問題点の共有を図った。

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人健光園</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 指定管理業務に係る事業報告</p> <p>指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書には、指定管理業務のみに係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定管理業務以外の事業に係る収入及び支出を含めた収支の内訳を記載していた。・ 決算書と整合しない支出内容を記載していた。 <p>事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指定管理業務に係る事業報告について、平成 27 年 4 月 28 日の監査結果公表後、所属長から指摘事項を周知徹底し、適正な事務処理を指導した。</p> <p>また、健光園に対しても、事業報告書については、協定書に基づき、指定管理業務の収入及び支出の内訳のみを記載すること、また、法人の決算書と整合する支出内容を記載することを指導した。</p> <p>指導後、平成 26 年度事業報告書については、適正に記載したものが提出され、所管課においてもこれを確認した。</p> <p>加えて、保健福祉局として、指摘後速やかに、全所属の計理担当へ指摘事項の周知を行い、問題点の共有を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人健光園</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (b) 貸与物品の管理</p> <p> 物品の貸与及び管理に関する協定書に基づく全ての貸与物品について、備品整理票を貼付していなかった。</p> <p> 物品の貸与に関する事務を適正に行われたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>貸与物品の管理について、平成 27 年 4 月 28 日の監査結果公表後、所属内で指摘事項を周知徹底し、所属長から適正な事務処理を指導した。</p> <p>その後、当該貸与物品に備品整理票の貼付を行い適正な状態にしたうえ、健光園に対して、備品整理票の汚損やはがれを発見した場合には速やかに所管課に報告するよう指示を行った。</p> <p>加えて、保健福祉局として、指摘後速やかに、全所属の計理担当へ指摘事項の周知を行い、問題点の共有を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人健光園</p> <p>(3) 随時監査（委託料）</p> <p>a 委託事業に係る経費の徴収</p> <p>京都市地域子育て支援ステーション事業（以下「地域子育て支援ステーション事業」という。）の実施に当たり、受託者が必要な経費を徴収することができる旨、地域子育て支援ステーション事業の実施要綱及び委託契約書に定めていない中、受託者が事業の利用者から費用を徴収していた。</p> <p>事業の実施に必要な経費の徴収に当たっては、受託者が事業の利用者から費用を徴収することができる旨、地域子育て支援ステーション事業の実施要綱等に明記する等、徴収の根拠を明確にするよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>健光園に対し、事業実施要綱及び委託契約書に定めていない取扱いを行わないよう、指導を行うとともに、指摘事項を踏まえて、地域子育て支援ステーション事業の在り方の見直しを行った結果、平成27年度から事業の利用者から費用徴収する事業を行わないこととした。</p>

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人健光園</p> <p>(3) 随時監査（委託料）</p> <p>b 委託事業に係る事業報告</p> <p>地域子育て支援ステーション事業の事業実績報告書について、支出済額及びその内訳が事業の実績を適切に表した内容となっていなかった。</p> <p>事業実績報告書については、事業の実績が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>委託事業に係る事業報告について、事業実績報告書を受領する際には、担当者が支出済額及びその内訳が事業の実績を適切に表した内容となっているか確認したうえで受領することとした。</p> <p>なお、地域子育て支援ステーション事業の在り方を見直し、各種事業の実施については、委託事業から補助事業に改めたため、平成 27 年度からは、京都市地域子育て支援ステーション事業の実施に係る補助金交付要綱に基づき、事業実績報告書を受領する。</p> <p>加えて、保健福祉局として、指摘後速やかに、全所属の計理担当へ指摘事項の周知を行い、問題点の共有を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>9 社会福祉法人京都老人福祉協会</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 消せる筆記用具の使用</p> <p>証書類を作成するときは、改ざんなどの不正な処理を防ぐため、消せる筆記用具を使用してはならないが、複写式の領収書の記入において、消せる筆記用具を使用していた。</p> <p>証書類は、いわゆる「消せるボールペン」等の消せる筆記用具を使用せず、適正に作成するよう、老人福祉協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>消せる筆記用具の使用について、老人福祉協会に対して、今後、証書類の作成時に、「消せるボールペン」等の消せる筆記用具を使用しないよう、平成 27 年 6 月 19 日付け監察監通知「公文書における消せる筆記用具の使用の禁止について」を用いて指導を行った。</p> <p>その後、団体の常務役員会において、同通知を用いて、再発防止の周知徹底を行ったことを確認した。</p> <p>加えて、保健福祉局として、指摘後速やかに、全所属の計理担当へ指摘事項の周知を行い、問題点の共有を図るとともに、平成 27 年 7 月 22 日付け監察監通知「外郭団体及び任意団体における消せる筆記用具の使用の禁止について」を全所属に送付し、関係団体に対して指導を行うよう指示した。</p>

指 摘 事 項
<p>9 社会福祉法人京都老人福祉協会</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 貸与物品の管理</p> <p>物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき本市から貸与した物品について、備品整理票を貼付していない、又は備品整理票が剥がれて、備品の特定が困難なものがあった。また、備品台帳と備品の整理票番号が一致していないものが多数あった。</p> <p>定期的に備品台帳と備品との照合を行うなど、適正な備品管理に向けて、具体的に取り組まれない。</p>

講 じ た 措 置
<p>監査終了後、物品の貸与及び管理に関する協定書に掲載されている物品の現状を速やかに確認し、備品整理票を貼付していないもの又は備品整理票が剥がれて、備品の特定が困難なものについては、備品整理票を貼付するとともに、備品台帳と備品の整理票番号が一致していないものについては、誤りを是正した。</p> <p>また、本市から貸与している物品について、物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき適切な管理を徹底するよう指導するとともに、今後は協定締結の際に、備品台帳と貸与備品を毎回確認し、業務改善に努めていく。</p> <p>加えて、保健福祉局として、指摘後速やかに、全所属の計理担当へ指摘事項の周知を行い、問題点の共有を図るとともに、保健福祉総務課から全所属に対し、貸与物品を含めた全備品の現物確認を行うとともに、備品台帳との齟齬があるものについては、原因を分析のうえ、必要な措置を講じるよう指示し、物品会計事務の適正化に努めた。</p>

指 摘 事 項
<p>10 市民すこやかフェア実行委員会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 支出の決定</p> <p>市民すこやかフェア実行委員会会計規則（以下「すこやかフェア会計規則」という。）によると、支出は、すべて事前に支出決定行為を行わなければならないとされているが、事前に支出決定行為を行わずに契約し、契約の目的物の給付を受けていたものや、会計年度を越えて支出決定を行っていたものがあつた。</p> <p>すこやかフェア会計規則に従い、適正な支出決定事務を行うよう、市民すこやかフェア実行委員会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>支出の決定について、市民すこやかフェア実行委員会に対し、出納係員、出納主任及び出納役のそれぞれに対してすこやかフェア会計規則に則った事務を徹底させ、平成 27 年度以降に同様の誤りが生じることのないよう、指導を行った。</p> <p>また、平成 27 年度の事務について、すこやかフェア会計規則に則った事務が徹底されていることを、帳簿の確認と事務局への聞き取りにより確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 地方独立行政法人京都市立病院機構</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 規程等の整備</p> <p>市立病院機構における現状の財務及び会計に係る事務処理と当該事務処理に係る規程等の整備状況を確認したところ、タクシーチケットの使用基準、使用内容の確認方法等の取扱い、契約の履行確認の方法など、京都市の例によることにより事務処理を行っているが、市立病院機構としての規程等が策定されていない状況が見受けられた。</p> <p>京都市の組織から地方独立行政法人化した趣旨を踏まえて、現状の財務及び会計に係る事務処理と規程等の整備状況を点検のうえ、必要な規程等の整備、事務処理方法の整理等を行うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>規程等の整備について、監査の結果を受け、市立病院機構に対し、平成27年7月1日に医務衛生課長名で通知を発出し、是正措置を講じるよう指導した。</p> <p>指導を受け、市立病院機構において、平成27年9月1日に検収事務取扱要綱を、同月9日にタクシーチケット使用要綱を策定し、是正されたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 地方独立行政法人京都市立病院機構</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 小口現金の取扱い</p> <p>小口現金については地方独立行政法人京都市立病院機構会計規程（以下「市立病院機構会計規程」という。）等に従い取り扱うこととされているが、市立病院機構会計規程において小口現金の対象としていない過収納の返還を小口現金から行っていた。</p> <p>小口現金は厳格に取り扱うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>小口現金の取扱いについて、監査の結果を受け、市立病院機構に対し、平成27年7月1日に医務衛生課長名で通知を発出し、是正措置を講じるよう指導した。</p> <p>指導後、市立病院機構において、小口現金の対象経費としていない過収納の返還金については、小口現金で取扱いをしないよう改め、是正されたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 地方独立行政法人京都市立病院機構</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 立替払の取扱い</p> <p>立替払については地方独立行政法人京都市立病院機構立替払事務取扱要綱において安易にこれを行うことのないようにしなければならないとされているが、正規の支払手続が可能な場合においても立替払を行っていたものがあつた。</p> <p>立替払については厳格な取扱いを行うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>立替払の取扱いについて、監査の結果を受け、市立病院機構に対し、平成27年7月1日に医務衛生課長名で通知を発出し、是正措置を講じるよう指導した。</p> <p>指導を受け、市立病院機構から市立病院事務局と京北病院に対し、立替払については、それを行わないと業務に著しく支障をきたすと認められ、やむを得ない場合に限るよう、平成27年7月17日付け文書による指導を行い、指導に従った事務が行われていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 地方独立行政法人京都市立病院機構</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(d) 契約事務</p> <p>随意契約に係る事務については地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程（以下「市立病院機構契約事務規程」という。）等に従い行うこととされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少額による随意契約のうち、予定価格が10万円を超えるものについて、契約に係る決定書に2者以上の者から見積書を徴したことを確認するための契約の相手方以外の見積書を添付していないものがあり、また2者以上の者から見積書を徴していないものがあった。 ・ 契約に係る決定書に随意契約を行う理由及び相手方を選定した理由を明記していないものがあった。 ・ 京都市立京北病院（以下「市立京北病院」という。）における物品の調達において、調達物品の納品後に契約決定を行っていたものがあり、また、契約に係る決定書に見積書を添付していないものがあった。 <p>市立病院機構契約事務規程等に従い適正な事務を行うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置

契約事務について、監査の結果を受け、市立病院機構に対し、平成 27 年 7 月 1 日に医務衛生課長名で通知を発出し、是正措置を講じるよう指導を行い、以下の通り是正されたことを挙証資料で確認した。

- ・ 少額による随意契約のうち予定価格が 10 万円を超えるものについて、市立病院機構契約事務規程に基づき、2 者以上の見積書を徴し、決定書に添付するように改めた。
- ・ 契約に係る決定書について、随意契約の理由及び相手方の選定理由を記載するように改めた。
- ・ 市立京北病院において、調達物品納品後に契約決定を行ったものについて、事前に契約決定を行い、見積書についても添付するように改めた。

指 摘 事 項
<p>11 地方独立行政法人京都市立病院機構</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(e) 固定資産の管理</p> <p>固定資産については市立病院機構会計規程における固定資産の取扱事務に関する施行細則に従い、固定資産台帳に当該資産の取得等の状況を記録することにより管理を行うこととされているが、市立京北病院における固定資産について、処分を行ったが固定資産台帳からの除却を行っていないものがあった。</p> <p>固定資産台帳については適切な記録を行うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>固定資産の管理について、監査結果を受け、市立病院機構が京北病院の実査を行うとともに、指摘を受けた資産を含む、固定資産台帳から除却を行う必要がある資産について、平成27年3月31日付けで除却処理を行ったことを、挙証資料により確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 地方独立行政法人京都市立病院機構</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(f) 郵便切手等の管理</p> <p>郵便切手などの金券等の管理については地方独立行政法人京都市立病院機構金券等管理事務取扱要綱に従い行うこととされているが、金券等として管理すべき郵便切手等について、受払いを管理する帳簿に記録していないものがあった。</p> <p>郵便切手等の金券等については適切な管理を行うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>郵便切手等の管理について、監査の結果を受け、市立病院機構において直ちに、帳簿に記録するよう改めたことを挙証資料により確認した。</p> <p>また、平成27年7月1日に医務衛生課長名で通知を発出し、再発防止に向けた更なる取組を指示し、同月17日付けで、市立病院機構から市立病院事務局及び京北病院に対して、郵便切手等の受払簿による適正管理について再度周知を行ったことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>11 地方独立行政法人京都市立病院機構</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(g) 債権の管理</p> <p>市立病院機構における入院、外来診療等の個人負担金債権で納期限を経過しているもの（以下「未収金」という。）の管理については未収金の管理に関する要綱に従い事務処理を行うこととされているが、市立京北病院における未収金について、同要綱に基づく未収金台帳の整備及び業務受託者が行う事務内容の確認を適切に行っていなかった。</p> <p>未収金の管理に関する要綱に従い適切な事務処理等を行うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>債権の管理について、監査の結果を受け、市立病院機構に対し、平成27年7月1日に医務衛生課長名で通知を発出し、是正措置を講じるよう指導した。</p> <p>指導を受け、市立病院機構において債権管理全体の事務の見直しを行い、債権管理を行う医事会計システムを更新して未収金台帳の整備及び業務受託者が行う事務内容の確認を適切に行い、未収金の管理の適正化を図るとともに、当該システムの更新に併せて、市立京北病院における未収金の管理に関する要綱を改正した。</p> <p>また、所管課において、改正後の要綱に基づいた適切な運用がされていることを挙証資料により確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>12 京都御池地下街株式会社</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 固定資産の管理</p> <p>京都市御池地下街株式会社経理規程（以下「御池地下街経理規程」という。）によると，有形固定資産については，固定資産台帳に所在を記載し，図面等を備え付けて管理するものとされているが，次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 固定資産台帳に所在を記載していなかった。・ 有形固定資産の図面等を備え付けていなかった。 <p>御池地下街経理規程に沿って適切に固定資産を管理するよう，御池地下街に対して指導し，改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>御池地下街に対して，御池地下街経理規程に沿って固定資産を管理するよう指導した。</p> <p>指導後，御池地下街において，固定資産台帳に所在が記載され，有形固定資産の図面等が備え付けられたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>12 京都御池地下街株式会社</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 委託業務の履行</p> <p> 御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務委託において、業務の履行状況を見たところ、誤った内容の精算書に基づき精算を行っていた。</p> <p> 委託業務の履行の確認に当たっては、契約内容と報告内容を十分確認するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>委託業務の履行の確認に当たっては、契約内容である仕様書の業務実施基準等と精算書記載項目等との突合、確認を徹底し、平成 26 年度は、これに基づき適正に精算事務を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>12 京都御池地下街株式会社</p> <p>(3) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 補助金の交付額の決定等</p> <p>補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、実績報告書を受領するだけで、交付額の決定及び御池地下街への通知を行っていなかった。</p> <p>補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 26 年度交付分から、交付額の決定及び御池地下街への通知を行うこととした。</p>

指 摘 事 項
<p>12 京都御池地下街株式会社</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 指定管理業務に係る事業報告</p> <p>指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書については、業務に係る収入及び支出の内訳等を記載して提出することとされているが、支出額が実際の決算額と異なっているなど、記載内容に誤りがあるものを提出していた。</p> <p>事業報告書については、正確な内容を記載するよう、御池地下街に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都御池地下街株式会社に対し、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書について、正確な内容を記載するよう指導した。</p> <p>所管課において、平成 27 年 5 月 12 日に訂正後の平成 25 年度分の事業報告書及び平成 26 年度分の事業報告書の提出を確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>12 京都御池地下街株式会社</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 指定管理業務に係る事業報告</p> <p> 指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書については、業務に係る収入及び支出の内訳等を記載して提出することとされているが、当年度の収支を適正に表した内容となっていないなど、記載内容に誤りがあるものを受領していた。</p> <p> 事業報告書については、記載内容の精査を行ったうえで受領するようにされたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書については、京都御池地下街株式会社に対し、訂正後の平成 25 年度分の事業報告書及び平成 26 年度分の事業報告書を提出させた。</p> <p>また、今回の指摘を踏まえ、平成 27 年 5 月 13 日に所属内で指定管理を担当する職員間で情報共有を行い、再発防止に向けた注意喚起を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>12 京都御池地下街株式会社</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (b) 公金収納に係る事務</p> <p> 一部の駐車場料金において、本市が設置する京都市御池駐車場と御池地下街が設置する御池地下駐車場との案分の考え方が明確になっていないものがあった。</p> <p> 京都市御池駐車場と御池地下駐車場は一体として管理されているため、駐車場料金の案分方法について合理的な考え方に基づき明確に定めたい。指定管理に係る収納事務を委託するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>今回の指摘を受け、後納制駐車料金については、利用者の実態に即し、新たに京都御池地下街株式会社と平成 27 年 4 月 1 日から「麩屋町通を境界線とし、西側に位置する事業所の収入は京都市、東側に位置する事業所の収入は京都御池地下街株式会社」とする覚書を締結した。</p> <p>(覚書抜粋)</p> <p>第 1 条 御池駐車場及びゼスト駐車場の後納制駐車料金については、麩屋町通を境界線とし、後納制駐車料金契約事業所が境界線より西側に位置する場合は甲（京都市）の収入、東側に位置する場合は乙（京都御池地下街株式会社）の収入とする。</p>

指 摘 事 項
<p>13 京都市住宅供給公社</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 負担金の交付</p> <p>住宅供給公社は、地元商店会の販売促進事業等に対して負担金を交付しているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店会から事業完了後の実績報告を受けていなかった。 ・ 負担金の交付対象事業が市の補助対象事業でもあり、市の補助金交付額決定後に負担金額を決定し交付することとしていたが、事業完了後の実績報告や負担金給付請求書等を受領しておらず、年度終了後長期にわたり負担金を交付しないままとなっていた。 <p>負担金の交付に当たっては、事業完了後、速やかに事業完了届等の必要な書類を受領し、適正な事務処理を行うよう、住宅供給公社に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>負担金の交付について、住宅供給公社に対し、事業完了後、速やかに事業完了届等の必要な書類を受領し、適正な事務を行うよう指導した。</p> <p>指導後、住宅供給公社において、当該負担金の交付に当たっては、負担金給付申請書を受領した際、給付決定と同時に給付額の支出決定を行うことで、事業完了後の実績報告書や負担金給付請求書等の受領漏れ及び負担金の執行漏れを防ぐこととした。</p> <p>この結果、平成 26 年度以降の負担金の交付については、事業終了後、速やかに事業完了届、実績報告及び負担金給付請求書等を受領し、速やかに負担金を交付したことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>13 京都市住宅供給公社</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) タクシーチケットの使用及び管理</p> <p>業務上必要なタクシーチケットの取扱いは、京都市住宅供給公社タクシーチケット取扱要領に従い行うこととされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タクシーチケットの受払いについて、タクシーチケット簿冊受払簿及びタクシーチケット交付整理簿に適切に記帳していなかった。 ・ タクシーチケット使用報告書に記入された使用理由ではタクシーの使用が認められることが不明確であった。 ・ 残チケットに乗車時刻や金額を記入していなかった。 ・ タクシーチケットの交付を受けた職員と異なる職員が使用していた。 ・ タクシーチケットの使用状況の報告及び確認が速やかに行われていなかった。 <p>京都市住宅供給公社タクシーチケット取扱要領に従い、適切にタクシーチケットの使用及び管理を行うよう、住宅供給公社に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>タクシーチケットの使用及び管理について、住宅供給公社に対し、京都市住宅供給公社タクシーチケット取扱要領に従い、適切に使用及び管理を行うよう指導した。</p> <p>指導後、住宅供給公社において、平成 27 年 4 月 28 日に各所属長及び庶務を担当する係長を対象とした公社全体の研修会を実施し、実際に要領や各所属の簿冊等をその場で見合わせながら、指摘事項等に係る注意点等を周知するとともに、速やかに当該職員からタクシーチケットを使用する可能性のある全職員に対して、適切な使用及び管理を行うよう徹底が行われ、現在、適切な使用及び管理が行われていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>13 京都市住宅供給公社</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 郵便切手の管理</p> <p>京都市住宅供給公社経理規程によると、課ごとに消耗品台帳を備え、消耗品等の増減及び現在高を記録しなければならないとされているが、郵便切手の払出しに当たり、課長や担当職員による確認が行われていないものがあつた。また、毎月末の締めがなく、現在高と現物保有枚数の照合及び確認が行われていないものがあつた。</p> <p>京都市住宅供給公社経理規程に基づき適切な管理を行うよう、住宅供給公社に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>郵便切手の管理について、住宅供給公社に対し、京都市住宅供給公社経理規程に従い、適切に管理を行うよう指導した。</p> <p>指導後、住宅供給公社において、平成27年4月28日に各所属長及び庶務を担当する係長を対象とした公社全体の研修会を実施し、実際に規程や各所属の台帳等をその場で見合わせながら、指摘事項等に係る注意点等を周知するとともに、速やかに当該職員から郵便切手の管理を行う全職員に対して、適切な管理を行うよう徹底が行われ、現在、適切な管理が行われていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>13 京都市住宅供給公社</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(d) 乗車券の管理</p> <p>業務上必要な共通乗車券、1日乗車券、回数券等の乗車券の管理については、京都市住宅供給公社乗車券取扱要領に従い行うこととされているが、乗車券の受払いについて、乗車券受払簿に適切に記帳していないものがあった。</p> <p>京都市住宅供給公社乗車券取扱要領に基づき適正な事務処理を行うよう、住宅供給公社に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>乗車券の管理について、住宅供給公社に対し、京都市住宅供給公社乗車券取扱要領に従い、適切に管理を行うよう指導した。</p> <p>指導後、住宅供給公社において、平成27年4月28日に各所属長及び庶務を担当する係長を対象とした公社全体の研修会を実施し、実際に要領や各所属の簿冊等をその場で見合わせながら、指摘事項等に係る注意点等を周知するとともに、速やかに当該職員から乗車券の管理を行う全職員に対して、適切な管理を行うよう徹底が行われ、現在、適切な管理が行われていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>13 京都市住宅供給公社</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 委託業務の履行</p> <p> 市営住宅の管理に関する協定書によると、市営住宅等の維持管理や市営住宅の駐車場の管理に関する計画書を市の指定する日までに提出し承認を得なければならないとされており、また、四半期ごとに維持管理業務に係る実施報告書を作成し、各期間の終了後 30 日以内に報告しなければならないとされているが、いずれも提出期限内に受領していなかった。</p> <p> 計画書や実施報告書の受領は、適正に行うように改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>住宅供給公社に対し、市営住宅等の維持管理や市営住宅の駐車場の管理に関する計画書及び維持管理業務に係る実施報告書について、協定書に基づき、定められた期限までに提出するよう指導を行い、平成 27 年度においては、適正に受領している。</p>

指 摘 事 項
<p>2 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (c) 行政財産の目的外使用許可</p> <p> 行政財産の目的外使用については、京都市公有財産規則（以下「市公有財産規則」という。）に基づき事務処理を行うこととされているが、所定の手続を経ることなく施設を目的外に使用させているものがあつた。</p> <p> 行政財産の目的外使用の許可手続を適正に行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>行政財産の目的外使用については、利用団体等と協議を行い、平成 28 年 1 月 1 日以降の使用分から、京都市公有財産規則に基づき、適正に許可手続を行うこととした。</p> <p>加えて、文化市民局として、平成 26 年 6 月 11 日の文化市民局内研修会や同月 9 日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>3 公益財団法人京都市ユースサービス協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 委託事業の内容</p> <p> 地方自治法において私人の公金取扱いは制限されており、支出事務を委託できる経費は同法施行令に定められているが、それに該当しない助成金の支出事務を委託しているものがあった。</p> <p> 本市とユースサービス協会との間で当該事業の実施主体を明確にし、これに応じた適正な支出方法に改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘のあった助成事業は、ユースサービス協会の自主事業であるため、平成27年度から、助成金の支出事務を委託業務から除き、適正化を図った。</p> <p>また、今後同様の誤りが生じないように、新規事業を企画するときには、必ず地方自治法をはじめとした各種法令を参照し、十分に検討を行うこととした。</p> <p>加えて、文化市民局として、平成26年6月11日の文化市民局内研修会や同月9日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>4 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 指定管理施設の利用料金</p> <p>京都コンサートホールの駐車場利用料金について、利用者からの申請及び音楽財団内部での決定がなく、根拠が不明確な料金割引を実施していたものがあった。また、その割引について、市の承諾を得ていなかった。</p> <p>料金の割引については、適正な手続を経て行うよう、音楽財団に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都コンサートホールの駐車場利用料金について、本市及び音楽財団において、過去の手続や経緯に関する調査を行うとともに、所管課から音楽財団に対し、根拠が不明確な料金割引について廃止するよう指導した。</p> <p>コンサートホール内レストラン事業者への料金割引は平成27年4月請求分から廃止され、その他の契約者に対する料金割引についても、平成27年10月請求分からすべて廃止されたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>4 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 行政財産の目的外使用許可に係る事務</p> <p> 指定管理に関する協定書において、目的外使用部分の光熱水費の徴収については市が行うとされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 光熱水費を指定管理者に徴収させていた。・ 使用許可条件等に免除する旨を明記することなく電気代を徴収していないものがあつた。 <p> 協定書等に基づき適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>目的外使用部分の光熱水費を指定管理者に徴収させていたことについて、「京都コンサートホールの管理に関する協定書」中の別紙1「京都コンサートホール仕様書」の記載に誤りがあつたため、平成26年4月1日付け「京都コンサートホールの管理に関する協定の一部を変更する協定書」において、該当部分を修正し、平成26年度は適正な事務が行われている。</p> <p>また、使用許可条件等に免除する旨を明記することなく電気代を徴収していないものがあつたことについて、京都コンサートホール及び京都市文化会館において、個別メータを設置し、本市、音芸財団及び使用者との間において光熱水費の負担等に関する確認書を締結し、平成27年4月以降は適正な事務が行われている。</p> <p>加えて、文化市民局として、平成26年6月11日の文化市民局内研修会や同月9日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>5 財団法人京都市体育協会（現 公益財団法人京都市体育協会）</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 委託事業の内容</p> <p>地方自治法において私人の公金取扱いは制限されており，支出事務を委託できる経費は同法施行令に定められているが，京都市競技スポーツ強化振興事業委託（以下「スポーツ強化振興事業委託」という。）における業務内容を見たところ，受託事業費から体育協会加盟の競技団体に対して助成金を交付しているものがあり，同法施行令に定められた範囲外の経費の支出事務を委託していた。</p> <p>また，この事業については，体育協会の主催又は体育協会と本市の共催で実施されており，このような業務実態からすれば，本市の支出は，協会が実施する事業に対する助成と捉えられるものであり，委託料として支出することは適当ではない。</p> <p>本市と体育協会との間で事業の実施主体を明確にし，これに応じた適正な支出方法へ改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>スポーツ強化振興事業委託については，本件事業の内容に鑑み，平成27年度から本市からの委託事業ではなく，体育協会主催事業に対する補助事業として実施することとした。</p> <p>加えて，文化市民局として，平成26年6月11日の文化市民局内研修会や同月9日の局課長会の際に，適正な事務処理を行うよう，改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>5 財団法人京都市体育協会（現 公益財団法人京都市体育協会）</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>運動施設条例によると、施設を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならないとされているが、指定管理に関する協定書において、指定管理者が行う施設の使用許可等のうち、本市が体育協会に業務委託している予約システムにより施設を使用するものについては指定管理者が行う業務の範囲外としていたほか、予約システムにより施設を使用するものについて根拠が不明確なまま体育協会に施設の使用許可等を行わせていた。また、申請者に対する使用許可の通知行為についても関係規則に反していたものがあつた。</p> <p>これらの業務の実施に当たっては、本市、指定管理者及び業務受託者との間で実施主体を明確にして行うとともに、実務上の取扱いを踏まえ、条例及び関係規則、指定管理に関する協定書並びに業務委託契約書の内容を整合性のあるものに改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>申請者に対する使用許可の通知行為については、予約システムの改修を行い、使用内容を確認するための文書から、使用を許可したことを通知する文書に改めた。</p> <p>併せて、予約システムによる許可の主体についても各施設の指定管理者となる様式に変更し、システムの運用委託契約書や協定書の内容を実務上の取り扱いと整合するよう改めた。</p> <p>加えて、文化市民局として、平成26年6月11日の文化市民局内研修会や同月9日の局課長会の際に、適正な事務処理を行うよう、改めて周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人京都総合福祉協会</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (b) 開所時間及び休所日</p> <p> 指定管理に関する協定書によると、児童療育センターの開所時間及び休所日については、京都市児童福祉センター条例第4条に規定する開所時間及び休所日とすることとされているが、実際の運営状況と相違があった。</p> <p> 条例上の規定と施設の運営について整合を図るよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>児童療育センターの開所時間及び休所日について、京都市児童福祉センター条例第4条ただし書の規定に基づく市長決定により、実情に合わせる変更を行い、条例上の規定と施設の運営について整合を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>11 公益財団法人京都市都市緑化協会</p> <p>(3) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(b) 補助金の交付額の決定等</p> <p>補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を決定し、通知するものとされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の実績報告書の添付資料として提出された収支決算書について、収入に関する決算が記載されておらず、また、補助対象となる事業以外の経費を含んだ支出に関する決算額が記載されており、補助の対象となる事業の収支決算が明確となっていないまま受領していた。 ・ 補助金の実績報告書の確認後、交付額の決定及び都市緑化協会への通知を行っていなかった。 <p>補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 25 年度の実績報告においては、収支決算書について、収入に関しては決算額の記載を確認し、支出に関しては補助対象事業の決算額が明確となっているかなど、適正な報告がなされていることを確認したうえ受領し、精算を行った。平成 26 年度分についても、同様に確認したうえ受領し精算を行った。</p> <p>補助対象の公益目的事業は、年間を通じてさまざまな事業が毎月実施されるため、同年 7 月及び 12 月の 2 回に分けて予定額の全額を概算払いし、実績報告書が提出された時点で、既支払額に変更がないことを確認し、精算を行っている。</p> <p>なお、当該補助金については、外郭団体自律化の取組により、平成 26 年度をもって廃止している。</p>

指 摘 事 項
<p>12 公益財団法人京都市生涯学習振興財団</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 貸与物品の管理</p> <p>委託契約書に基づき本市から貸与された物品について、委託契約書に記録はあるが、現物を確認できない物品があった。</p> <p>貸与物品については、委託契約書に従い、管理を適正に行うよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 27 年度の委託契約から、契約書に記載する貸与物品について、契約時に現物との齟齬がないか、教育委員会と生涯学習振興財団の担当者がそれぞれ突合確認を行うよう改めるとともに、同財団に対しては、契約に基づき貸与物品を適正に管理するよう指導を行った。</p>

指 摘 事 項
12 公益財団法人京都市生涯学習振興財団 (2) 出資団体監査 b 所管課関係 (a) 貸与物品の管理 本市からの貸与物品について、委託契約書に記載していないものがあった。 市物品会計規則の趣旨に沿って、適正に貸与契約を締結するよう、改められたい。

講 じ た 措 置
平成 27 年度の委託契約から、契約書に記載する貸与物品について、契約時に現物との齟齬がないか、教育委員会と生涯学習振興財団の担当者がそれぞれ突合確認を行うよう改めた。 なお、局として平成 27 年 1 月 8 日に実施した平成 26 年度第 8 回庶務担当係長会にて、財政援助団体等監査における問題点について共有し、同様の事例を発生させないよう注意喚起を行った。

指 摘 事 項
<p>12 公益財団法人京都市生涯学習振興財団</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (c) 弁償金の収入</p> <p> 委託契約書によると、生涯学習振興財団が委託料により購入した図書で、図書館において閲覧又は貸出しに供するため所蔵するものは、本市の所有とするものとされているが、本来、本市の収入にすべき弁償金が生涯学習振興財団の収入として取り扱われ、その収入をもって新たな図書が購入されていた。</p> <p> 適正な収入事務を行うよう、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>弁償金の収入について、適切な事務となるよう生涯学習振興財団と協議を行い、平成27年度から、弁償金を本市の収入とするよう改めた。</p> <p>なお、業務マニュアル等を改訂し、各図書館長及び課長等に対し新たな収入方法を示すとともに、各図書館における図書館資料の紛失・汚損・破損に伴う弁償方法等について現物による弁償ができない場合は、これまでの弁償方法について見直しを行い、本市が発行する納入通知書にて弁償金を納付するよう改めたことを掲示し、図書館利用者に周知を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>12 公益財団法人京都市生涯学習振興財団</p> <p>(3) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(b) 補助金の交付額の決定</p> <p>補助金条例によると、補助事業等の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、実績報告書等による実績の調査を行わずに、交付額を決定していた。</p> <p>補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 26 年度補助金の交付額の決定について、補助金条例に従い収支報告書を受領後、精査のうえ、補助金交付額を決定し、交付額決定通知を送付するよう改めた。</p> <p>なお、局として平成 27 年 1 月 8 日に実施した平成 26 年度第 8 回庶務担当係長会にて、財政援助団体等監査における問題点について共有し、同様の事例を発生させないよう注意喚起を行った。</p>

3 平成 24 年度財政援助団体等監査（平成 25 年 4 月 25 日監査公表第 681 号）

（保健福祉局－1）

指 摘 事 項
<p>6 京都市民生児童委員連盟</p> <p>(3) 随時監査（委託料）</p> <p>a 委託業務の履行</p> <p>民生委員・児童委員全体研修会及び行政区別研修会の実施の委託について、業務の履行状況を見たところ、全体研修会については、市と連盟の共催で実施されており、市の事業としてではなく連盟自らが行う事業費に対して委託料を支出していたほか、行政区別研修会については、連盟が実施するのではなく、委託料に自己財源を加算した額で各区民生児童委員会に交付金を支出し、区民生児童委員会の事業として実施させていた。</p> <p>このような業務実態からすれば、市の支出は、連盟及び区民生児童委員会が実施する事業に対する助成と捉えられるものであり、委託料として支出することは適当ではない。事業の実施主体を明確にし、これに応じた適正な支出方法へ改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>委託業務の履行について、民生委員法第 26 条の規定に基づき、研修の実施主体を本市としたうえで、全体研修会については、平成 25 年度から本市と連盟で委託契約を締結したほか、行政区別研修については、平成 27 年度から本市と連盟で委託契約を締結し、さらに、連盟と各区民生児童委員会で再委託契約を締結することにより、適正な支出方法へと改めた。</p> <p>また、上記の取扱いについて、平成 26 年 12 月 19 日、連盟が区民生児童委員会に対して説明会を開催し、周知徹底を行った。</p>

（監査事務局）